

# 令和元年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和元年12月3日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 3～P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 5 報告第 1 4 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 5＞
- 日程第 6 議案第 1 1 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 5～P 6＞
- 日程第 7 議案第 1 1 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例＜P 6～P 7＞
- 日程第 8 議案第 1 1 7 号 足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 7～P 8＞
- 日程第 9 議案第 1 1 8 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 0 議案第 1 1 9 号 足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 1 議案第 1 2 0 号 足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について＜P 1 0～P 1 1＞
- 日程第 1 2 議案第 1 2 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 1 1～P 1 2＞
- 日程第 1 3 議案第 1 2 2 号 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 1 2～P 1 3＞
- 日程第 1 4 議案第 1 2 3 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 4～P 1 5＞
- 日程第 1 5 議案第 1 2 4 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 5～P 1 6＞
- 日程第 1 6 議案第 1 2 5 号 足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例＜P 1 6＞
- 日程第 1 7 議案第 1 2 6 号 足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例＜P 1 6～P 1 7＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和元年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、7番高橋健一君、8番川上修一君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日12月2日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月3日から12月17日までの15日間とし、このうち4日から14日までの11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月3日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第14号の報告を受けます。

次は、議案第115号から議案第118号までと、議案第121号から議案第126号までを、即決で審議いたします。

議案第119号と議案第120号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の

審査といたします。

また、15日の日曜日に、一般質問などを行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

また、議案第127号から議案第134号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定をいたしました。

なお、15日間のうち、4日から14日までの11日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月5日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報

告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、1件、町長行政報告を申し上げます。

第3期十勝定住自立圏共生ビジョンについて、御報告いたします。

定住自立圏構想は、人口減少や少子高齢化の急速な進行が見込まれる中、地方圏から3大都市圏への人口流出を食いとめ、地方圏への人口定住を促進することを目的として、国が平成20年度に制定した制度であります。

この制度は、圏域の中心的作用を担う人口4万人以上の一定要件を満たす中心市と周辺町村がそれぞれの魅力を生かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として持ち合わせた魅力あふれる地域を形成していくことを目指すものであります。

十勝圏におけるこれまでの取り組み状況につきましては、平成21年11月から約1年間の調査・研究を経て、十勝管内全市町村で定住自立圏形成を目指すことで合意し、平成22年12月に帯広市が圏域における中心的作用を担う意思を表明する中心市宣言を行いました。平成23年7月には帯広市と18町村との間で3分野19項目からなる定住自立圏形成協定を締結したところであります。

本協定の締結を受け、民間団体や地域の関係者等で構成する共生ビジョン懇談会やパブリックコメントの意見を踏まえ、圏域の将来像や関係市町村が連携して推進する具体的な

取り組み内容を定めた十勝定住自立圏共生ビジョンを策定いたしました。

平成28年3月には市町村長意見交換会による協議を経て、第2期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定し、5つの取り組み項目の追加により、24項目にわたる取り組みを進めてまいりました。この間、共生ビジョン懇談会で検証を行い、新たな取り組みを追加した改訂版を毎年度策定、公表してきたところであります。

このたび、共生ビジョン懇談会や市町村長意見交換会における協議・検討を経て、第3期十勝定住自立圏共生ビジョンの原案が別冊のとおり、取りまとめられましたので、その概要について御説明いたします。

第3期十勝定住自立圏共生ビジョンの全体構成は、現ビジョンと同様、4章立てとし、追加、修正した箇所については、下線を付しております。

第1章では、現ビジョンの取り組み経過を追加したほか、計画期間を令和2年度から6年度までの5年間としております。

第2章では、数値などを時点更新したほか、他圏域と比較して人口が堅調に推移していること、また、各分野において、現ビジョンでの取り組み経過やその成果、課題などを追加しております。

第3章では、現ビジョンの内容をベースに、現ビジョンの成果を総括的に記述しております。人口の将来展望につきましては、現在、各市町村で策定作業中の新たな人口ビジョンを勘案し、令和2年3月末時点における令和22年の数値の合算値を想定しており、今後、新しい数値が集約され次第更新するものでございます。

第4章では、協定に基づき推進する具体的な取り組みとして、取り組み項目一覧のとおり、3分野、医療・福祉・教育など10分類21項目となっております。

フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進につきまして、これまでフードバレーとかちの取り組みの一つでありましたバ

バイオマスの利活用を格上げし、バイオマスの利活用の推進として取り組み項目に位置づけ、関係町村と連携して家畜ふん尿由来の再生可能エネルギーに関する調査研究等を行うものであります。

また、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築の取り組み概要に先進事例の視察会の実施を、地域防災体制の構築の取り組み概要に防災訓練等を通じた防災意識の普及啓発をそれぞれ追記しております。

今後につきましては、12月に十勝管内全19市町村において、本原案をもとにパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見を参考に最終案が取りまとめられる予定であります。

なお、新規項目の追加や終了項目の削除により、協定書の変更が必要となりますことから、令和2年第1回議会定例会に定住自立圏形成協定の変更議案を提案させていただく予定でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第14号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第14号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

令和元年8月17日から令和元年11月12日までの間で、足寄町議会総合条例第12

条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページ及び3ページにございます別紙のとおり16件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第115号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第115号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第115号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、茂足寄辺地に係る総合整備計画を一部変更するもので、財政上有利な起債である辺地対策事業債を申請する場合、この総合整備計画への登載が条件とされておりますことから、同事業債を申請予定の事業について、総合整備計画に追加する変更について議決をお願いするものでございます。

計画に追加する事業につきましては、5ページ以降に添付させていただいております総合整備計画書に下線で表示しております事業で、観光・レクリエーション施設といたしまして、オンネットー休憩舎建設事業を追加しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 文言のことなのですが、辺地度点数396点というのはどんなふうに理解していいのかわかり、ちょっと説明、補足説明お願いできますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えをいたします。

一応、例えば茂足寄までの、茂足寄から例えば役場だとか、国保病院への距離だとか、そういう距離によりまして各点数がついておりまして、その合計数値でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第115号辺地に係る公

共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第116号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第116号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第116号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠しているため、法律の一部改正に伴って本条例を改正し、所要の規定の整備をするとともに字句の整理を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、市町村は法の規定により、償還金の支払いを猶予し、または償還を免除するか否かを判断するために必要がある場合に、資金の貸し付けを受けた者等に収入または資産の状況について報告を求めること等ができることとされました。

改正条文の内容について申し上げます。

6ページをお開き願います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「規定」を「の規定」に改める。

第15条第2項中「元利均等償還」を「元金均等償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還金及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、6ページ右側に新旧対照表を添付し

ておりますので御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第116号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第117号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第117号足寄町足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま議題となりました、議案第117号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御

説明を申し上げます。

7ページをごらんください。

本条例の改正につきましては、足寄町営大規模草地育成牧場において、現在道営足寄地区草地畜産基盤整備（公共牧場）事業で、草地整備及び施設整備を実施しております。施設の整備として、育成舎及びパドック等の工事が令和元年10月に完成したことから、冬期舎飼が220頭に増頭となりましたので、650頭から870頭に改正するものでございます。

足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第4条第4項中「冬期舎飼650頭以内」を「冬期舎飼870頭以内」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和元年11月1日から適用することとしております。

なお、7ページの右側に新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第117号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第118号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第118号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第118号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴いまして、地方公務員の欠格条項から成年被後見人または被保佐人の規定が削除されたため、同法から引用している条文中の文言を整理するほか、一部文言修正のため、関係する条例4本の規定を一括して整備するものでございます。

条例の内容について申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

本条例につきましては、4条立てとなり、第1条では足寄町職員の給与に関する条例、第2条では足寄町職員等の旅費に関する

条例、第3条では職員の分限についての手続及び効果に関する条例、第4条では足寄町印鑑登録及び証明に関する条例、以上4条例の条文中の文言の修正や削除をする改正でございます。

各改正規定につきましては、説明を省略させていただきますので、9ページ及び10ページに添付しております新旧対照表を御参照ください。

附則におきまして、第1項ではこの条例は令和元年12月14日から施行することとしております。第2項は経過措置についての規定でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第118号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第119号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第119号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第119号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されるため、本町におけるフルタイム会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるため制定をするものでございます。

主な条文につきまして、御説明をいたします。

11ページをお開き願います。

足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例。

まず第2条は、給与は現金で直接支払うこと。また、申し出により、口座振替の方法により支払うことができること等を規定しております。

第4条は、給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であること。各種手当では給料に含まないことを規定しております。

第5条は、給料表の種類は、足寄町職員の給与に関する条例に定める別表第1及び別表第2を準用することを規定しております。

第7条は、給料の支給方法は足寄町職員の給与に関する条例第5条及び第6条の規定の例によることを規定しております。

第11条を除きます第8条から第14条

は、各種手当については、足寄町職員の給与に関する条例の各規定の例によること等を規定しております。

第15条は、1時間当たりの給与額の算出は、足寄町職員の給与に関する条例第16条の規定の例によることを規定しております。

第16条は、6か月以上任用された職員には、足寄町職員の給与に関する条例第17条の規定により、期末手当を支給することを定めております。

附則第1項におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

また、第2項では、給与に関する特例について規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） これ現金で支払わなければならないということなのですが、このことについて問題が起きないのか、それとこの理由については、なぜ現金なのかということについてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 基本的に来年4月から始まります会計年度任用職員のほか、我々正規職員につきましても、基本的には地方公務員法上、現金で支給するという規定になってございます。ただし、今回の制定条文におきましても、申し出により口座振替の方法によることができるという規定を置くもので、我々正職員につきましても、ほぼ9割以上の職員が口座振替で支払っているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これ以て質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第119号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることにしたいと思ひます。

これに御異議ござひませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### ◎ 議案第120号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第120号足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第120号足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴ひまして、臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されるため、本町におけるパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるため制定をするものでござひます。

主な条文につきまして、御説明をいたします。

13ページをお開き願ひます。

足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例。

まず第2条第1項は、報酬は職務内容等を考慮して決定することを規定してあり、第2項から第4項は報酬の月額、日額、時間額の算出方法を規定したものでござひます。

第5項は報酬のほか、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務割増、夜間勤務割増の各報酬及び期末手当、費用弁償を支給することを規定してあります。

第6項は報酬等の支給は現金で行うこと。申し出があれば、口座振替の方法により支払うことができることを規定してあります。

第3条は特殊勤務報酬、第4条は時間外勤務報酬、第5条は休日勤務割増報酬、第6条は夜間勤務割増報酬について、それぞれ勤務に従事する場合は支給することを定めてあります。

第7条は、6カ月以上任用された職員には、足寄町職員の給与に関する条例第17条から第17条の3までの規定の例により、期末手当を支給することを定めてあります。

第8条は、報酬の支給方法等について規定してあります。

第9条は、1時間当たりの月額、日額、時間額報酬の算出方法を規定したものでござひます。

第11条は、職務の特殊性やその他の事情により、町長が特に必要と認める場合の報酬は、本条例の規定にかかわらず、調整できることを規定してあります。

第13条は、通勤に要する費用は費用弁償として支給することを定めてあります。

第14条は、出張の際の旅費につきましても費用弁償として支給することを定めてあります。

附則第1項におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしてあります。

また、第2項では、報酬等に関する特例について規定してあります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第120号足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

### ◎ 議案第121号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第121号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第121号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されるため、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、関係する条例8本の規定を一括して整備するものでございます。

条例の内容について申し上げます。

16ページをお開き願います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

本条例につきましては8条立てとしており、第1条では、足寄町職員の給与に関する条例。

第2条では、足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例。

第3条では、職員の分限についての手続及び効果に関する条例。

第4条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例。

第5条では、職員の育児休業等に関する条例。

第6条では、公益法人等への職員の派遣等に関する条例。

第7条では、足寄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。

第8条では、足寄町交通安全指導員設置条例。

以上、8条例の条文中の文言について、会計年度任用職員制度の導入に合わせ、文言を整理するものでありまして、各改正規定につきましては説明を省略させていただきますので、17ページから19ページに添付しております新旧対照表を御参照ください。

なお、附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第121号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第121号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第122号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第122号消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第122号消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税

法等の改正に伴いまして、消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日から10%に引き上げられたことに伴い、本町におきましても税負担の円滑かつ適正な転化を基本として対処するとの国の考え方を踏まえ、関係する条例12本に規定する使用料等の額を改定するため、一括して整備をするものでございます。

なお、引き上げ率につきましては、消費税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられた際、1年半後の平成27年10月1日から10%に引き上げるとの法案が提出され、可決成立をしていたことから、10%となった際に使用料等の額を見直すこととし、引き上げを見送っていましたが、今回約5%の引き上げを行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、いずれも使用料等につきまして、約5%に引き上げるという内容でございますので、個々の説明につきましては省略をさせていただきますので、25ページから35ページに添付しております新旧対照表を御参照ください。

なお、附則におきまして、第1項では、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

第2項では、経過措置についての規定でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番(田利正文君) 23ページにテニスコートとあります。テニスコートは今使えるのですか。

○議長(吉田敏男君) 答弁、教育次長。

○教育次長(沼田 聡君) 教育次長です。お答えをいたします。

現在テニスコート1面は使える状態になっ

ております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 使われてるかという意味ですね。

5番。

○5番（田利正文君） 弓道場の横にあったのがテニスコートですよね。前に私が見たときには、もう荒れ放題で使えるような状況ではなかったというふうに認識しているのですけれども、それでもここに使えるとって使用料を取るというふうに上げるのかなというふうに疑問を持ったものですから。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

テニスコートの関係は、現在あそこ利用されている方は今のところいらっしゃいませんけれども、いずれにしろ、またテニスの愛好者というのか、が利用されることもございますので、その面でこの利用料の設定はそのままの形で掲載をさせていただいたということでございます。で、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） もう1点ですけれども、24ページの右のところにあるのですけれども、じゅん菜は足寄でとれるのですか、今でも。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。お答えをいたします。

このじゅん菜なのですけれども、最近のところでは余りとれているという状況ではございません。

この条例につきましては、普通河川の河川の中でじゅん菜を採取する場合、費用をいただくというような形になっていますので、申し出があった際、町長が定める額というような形で進めさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 済みません、ちょっとわかりづらかったのですけれども、じゅん菜がとれる可能性があるのですか。とれるというか出てくる可能性がというか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長でございます。

どゅん菜がとれるのかということなのですけれども、過去にはとれていたようなのですけれども、町としてじゅん菜を採取するのに費用をいただいたという事例はありません。しかしながら、最近ではちょっと見受けないので、その辺がちょっとどうなっているかというのまでは把握してませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第122号消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分からスタートをさせていただきます。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第123号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第123号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第123号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴いまして、これに準じて町長等及び議会議員の期末手当について改正をするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

36ページをお開き願います。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条は、足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第4条第1項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の222.5」を「100分の227.5」に、「100分の133.5」を「100分の136.5」に、「100分の133.5」を「100分の136.5」に、「100分の66.75」を「100分の68.25」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の令和元年12月支給分の期末手当の支給

割合を給料報酬月額の0.05カ月分引き上げるものでございます。

なお、議会議員につきましては、在職期間に応じた割合を規定しております。

次に、第2条足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

第8条第2項の表中「100分の227.5」を「100分の225」に、「100分の136.5」を「100分の135」に、「100分の68.25」を「100分の67.5」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について、令和2年度以降は6月支給分と12月支給分を同じ支給率にする規定でございます。

なお、年間の合計支給率に変更はございません。また、こちら議会議員につきましては、在職期間に応じた割合を規定しております。

37ページ及び38ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第123号足寄町特別職の

職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第123号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第124号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第124号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第124号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う給料表及び勤勉手当について改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5に改める。これは、勤勉手当の令和元年12月支給分を0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、別表第1及び別表第2のイ及びウを改めることといたしまして、40ページの別紙第1条関係、別表第1行政職給料表、41ページの別紙第1条関係、別表第2イ医療職

給料表(二)、42ページの別紙第1条関係として、別表第2ウ医療職給料表(三)を定めております。

次に、改正条例第2条でございますが、第18条第2項につきまして、改正条例第1条により令和元年12月支給分で引き上げた0.05カ月分を、令和2年度は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.025カ月分振り分けて同じ支給率にする規定でございます。

附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することといたしますが、改正条例第2条の規定の施行日は令和2年4月1日からとしております。

また第2項では、改正条例第1条の規定による第18条第2項の改正後の規定の適用日を令和元年12月1日からとしております。

附則第3項では、給与の内払とみなすことについて規定しております。

43ページ及び44ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第124号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第124号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第125号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第125号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第125号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院規則の改正に伴い、夜間看護手当を増額するとともに、感染症予防法から引用している条文中の文言について、所要の整理をするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

45ページをお開き願います。

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例。

足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「伝染病」を「感染症」に改める。

第5条第2項中「7,140円」を「7,300円」に改める。

第6条の改正につきましても、主に「伝染病」との文言を「感染症」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

46ページに新旧対照表を添付してござい

ますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第125号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第125号足寄町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第126号

○議長(吉田敏男君) 日程第17 議案第126号足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第126号足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、本町防災行政無線の更新、デジタル化に伴いまして、足寄町農業協同組合内に設置しておりました操作機器を撤去いたしましたため、条文の表中、文言を削除するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例。

足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表送信施設の項設置箇所の欄中「足寄町農業協同組合内」を削る。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

48ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第126号足寄町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第126号足寄町防災行

政無線施設設置条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月15日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時34分 散会